

吸収合併に係る事後開示書面

2023 年 3 月 1 日

東京都千代田区神田司町二丁目 6 番地 5

株式会社日宣

代表取締役社長 大津 裕司

当社は、2022 年 11 月 15 日付で株式会社日産社（以下「日産社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2023 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日産社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）をおこないました。

本吸収合併について、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2023 年 3 月 1 日

2. 日産社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求

日産社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

日産社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

日産社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

日産社は、2023 年 1 月 16 日付で、官報に公告をおこなうとともに、同日付で電子公告をおこないましたが、申述期限までに会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であるため、本手続をおこなっておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であるため、本手続をおこなっておりません。

(3) 債権者の異議

当社は、2023 年 1 月 16 日付で、官報に公告をおこなうとともに、同日付で電子公告をおこないましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、日産社の資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記日

2023 年 3 月 9 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面に記された事項

吸収合併に係る事前開示書面

2023 年 1 月 16 日

東京都千代田区神田司町二丁目 6 番地 5

株式会社日宣

代表取締役社長 大津 裕司

株式会社日宣（以下「吸収合併存続会社」という）と株式会社日産社（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2022 年 11 月 15 日開催の取締役会におきまして、2023 年 3 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という）を実施することを承認し、合併契約を締結いたしました。よって、会社法 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に基づき、本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2022 年 11 月 30 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始以降、上記事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することといたします。

以上

合 併 契 約 書

株式会社日宣（以下、「甲」という。）及び株式会社日産社（以下、「乙」という。）
とは、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は合併（以下、「本件合併」という。）して、甲は存続し、乙は解散する。

第 2 条（合併当事者）

甲及び乙の本店及び商号は、以下のとおりである。

甲 本店 東京都千代田区神田司町二丁目 6 番地 5

商号 株式会社日宣

乙 本店 東京都千代田区神田司町二丁目 6 番地 5

商号 株式会社日産社

第 3 条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年3月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、これを変更することができる。

第 4 条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併に際し、一切の対価を交付しない。

第 5 条（増加すべき資本金、資本準備金）

本件合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は変更しない。

第 6 条（簡易合併・略式合併）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。なお、甲は会社法第796条第2項、乙は第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第 7 条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第 8 条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、

別紙 1

かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議のうえ、これを実行する。

第 9 条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議のうえ、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（合併契約の効力）

本契約は、第 6 条に定める甲又は乙の適法な機関決定による承認が得られないとき、又は、適用ある法令の要件を充たさない場合は、その効力を失うものとする。

第 11 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に際して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって甲及び乙の合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲はその原本を、乙はそのコピーによる写しをそれぞれ保有する。

2022 年 11 月 15 日

東京都千代田区神田司町二丁目 6 番地 5

甲 株式会社日宣
代表取締役 大津 裕司

東京都千代田区神田司町二丁目 6 番地 5

乙 株式会社日産社
代表取締役 下田 博樹

決 算 報 告 書

(第 4 期)

自 令和 3 年 3 月 1 日
至 令和 4 年 2 月 28 日

株式会社日産社

東京都千代田区神田司町 2 丁目 6 番地 5

貸借対照表

株式会社日産社

令和 4年 2月28日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 71,506,617】	【流 動 負 債】	【 32,861,893】
現 金 及 び 預 金	42,981,911	買 掛 金	15,603,079
電 子 記 録 債 権	300,300	未 払 金	4,711,001
売 掛 金	22,576,292	未 払 費 用	1,117,586
未 収 入 金	1,727,262	前 受 金	4,334,000
仕 掛 品	34,218	未 払 消 費 税 等	3,732,000
貯 蔵 品	1,000	預 り 金	823,027
前 払 費 用	542,414	未 払 法 人 税 等	2,541,200
前 払 金	3,465,550	負 債 合 計	32,861,893
立 替 金	19,670		
貸 倒 引 当 金	△142,000		
【固 定 資 産】	【 16,972,868】	純 資 産 の 部	
(有 形 固 定 資 産)	(25,243)	【株 主 資 本】	【 55,617,592】
工 具 器 具 備 品	25,243	資 本 金	10,000,000
(無 形 固 定 資 産)	(10,909,167)	(資 本 剰 余 金)	(38,984,379)
ソ フ ト ウ ェ ア	409,167	そ の 他 資 本 剰 余 金	38,984,379
資 産 調 整 勘 定	10,500,000	(利 益 剰 余 金)	(6,633,213)
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(6,038,458)	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,633,213
保 証 金 ・ 敷 金	5,700,000	繰 越 利 益 剰 余 金	6,633,213
繰 延 税 金 資 産	338,458	純 資 産 合 計	55,617,592
資 産 合 計	88,479,485	負 債 ・ 純 資 産 合 計	88,479,485

損益計算書

株式会社日産社

自 令和 3年 3月 1日

至 令和 4年 2月28日

単位：円

科 目		金 額	
【売 上 高】			
売 上 高			293, 925, 597
【売 上 原 価】			
当 期 製 品 製 造 原 価		222, 696, 331	222, 696, 331
売 上 総 利 益			71, 229, 266
【販売費及び一般管理費】			46, 879, 685
営 業 利 益			24, 349, 581
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息		367	
雑 収 入		76	443
経 常 利 益			24, 350, 024
税 引 前 当 期 純 利 益			24, 350, 024
法人税、住民税及び事業税		2, 541, 251	
法 人 税 等 調 整 額		△338, 458	2, 202, 793
当 期 純 利 益			22, 147, 231

株主資本等変動計算書

株式会社日産社

自 令和 3年 3月 1日

至 令和 4年 2月28日

単位：円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	38,984,379	38,984,379	△15,514,018	△15,514,018	33,470,361	33,470,361
当期変動額							
当期純利益				22,147,231	22,147,231	22,147,231	22,147,231
当期変動額合計	-	-	-	22,147,231	22,147,231	22,147,231	22,147,231
当期末残高	10,000,000	38,984,379	38,984,379	6,633,213	6,633,213	55,617,592	55,617,592

個別注記表

株式会社日産社

自 令和 3年 3月 1日

至 令和 4年 2月28日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 4年

無形固定資産 定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、税務上の法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により計上しております。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

109,386円

関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権

1,727,262円

短期金銭債務

787,825円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るもの

営業取引

売上高

0円

仕入高

5,142,436円

営業取引以外の取引高

1,530,000円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）

10,000株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式）

10,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因

未払事業税及び未払社会保険料

338,458円

繰延税金資産合計

338,458円

個別注記表

株式会社日産社

自 令和 3年 3月 1日
至 令和 4年 2月28日

繰延税金負債の発生の原因

繰延税金資産の純額

繰延税金負債合計 0円
338,458円

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

1株当たりの純資産額 5,561.75円
1株当たりの当期純利益 2,214.72円